

## 災害等の発生時の勤務マニュアル（概要）

| 分類                          | 状況   | 避難・待機場所 | 行動制限解除           | 安否確認システムの利用 | 所属長等への滞在地勤務連絡        | 備考 |   |
|-----------------------------|--|---------|------------------|-------------|----------------------|----|---|
| 地震発生時                       | 震度5強以上   | 原則、滞在地  | 地震発生から24時間       | 要           | 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等 | 不要 | ・当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、部門長・部長・案件責任者へ安否状況を報告し、その後、安否確認システムにて安否状況を報告する。<br>・勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。   |
|                             | 震度5弱以下   | (通常勤務)  | —                | 不要          |                      | 不要 |   |
| 津波警報等発表時                    | 大津波警報の発表あり<br>(大津波警報：木造家屋が全壊・流失)                                 | 原則、滞在地  | 大津波警報・津波警報の解除    | 要           | 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等 | 不要 | ・当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、部門長・部長・案件責任者へ安否状況を報告し、その後、安否確認システムにて安否状況を報告する。<br>・勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。   |
|                             | 津波警報の発表あり<br>(津波警報：標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生)                      | 原則、滞在地  | 大津波警報・津波警報の解除    | 不要          |                      | 要  |   |
|                             | 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表なし<br>(津波注意報：海の中では人は速い流れに巻き込まれる)              | (通常勤務)  | —                | 不要          |                      | 不要 |   |
| 気象等の警報等発表時<br>(雨、雪、風、波浪、高潮) | 気象等の特別警報の発表あり<br>(特別警報：数十年に一度のレベル)                               | 原則、滞在地  | 特別警報・警報・注意報の解除   | 要           | 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等 | 不要 | ・当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、部門長・部長・案件責任者へ安否状況を報告し、その後、安否確認システムにて安否状況を報告する。<br>・勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。   |
|                             | 気象等の警報・注意報の発表あり<br>(警報：重大な災害が発生するおそれ)<br>(注意報：災害が発生するおそれ)        | 原則、滞在地  | 特別警報・警報・注意報の解除   | 不要          |                      | 要  |   |
|                             | 気象等の特別警報・警報・注意報の発表なし   | (通常勤務)  | —                | 不要          |                      | 不要 |   |
| 噴火警報等発表時                    | 特別警報の発表あり<br>(特別警報=レベル5：避難が必要)<br>(特別警報=レベル4：高齢者等の避難、住民の避難準備が必要) | 原則、滞在地  | 特別警報の解除          | 要           | 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等 | 不要 | ・当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、部門長・部長・案件責任者へ安否状況を報告し、その後、安否確認システムにて安否状況を報告する。<br>・勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。   |
|                             | 特別警報の発表なし<br>(警報=レベル3、レベル2：通常の生活)<br>(予報=レベル1：通常の生活)             | (通常勤務)  | —                | 不要          |                      | 不要 |   |
| テロ発生時                       | 大規模テロ等の発生  | 原則、滞在地  | テロが解決（テロリストの逮捕等） | 要           | 当該勤務地を利用する全ての役職員等    | 不要 | ・当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、部門長・部長・案件責任者へ安否状況を報告し、その後、安否確認システムにて安否状況を報告する。<br>・勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。   |
|                             | 大規模以外のテロ等の発生   | 原則、滞在地  | テロが解決（テロリストの逮捕等） | 不要          |                      | 要  |   |
| Jアラート発動時                    | Jアラート発動時   | 原則、滞在地  | Jアラート解除          | 不要          |                      | 不要 | ■屋外にいる場合<br>・近くにできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。<br>・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。<br>■屋内に居る場合<br>・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。<br>・避難通路の確保のため、個室・社内会議室等のドアは開放する。 |
|                             | 弾道ミサイル落下時  | 原則、滞在地  | 大災害発生から72時間      | 要           | 国内に勤務する全ての役職員等       | 不要 | ・国内に勤務する全ての役職員等は、部門長・部長・案件責任者へ安否状況を報告し、その後、安否確認システムにて安否状況を報告する。<br>・勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。   |

### ■用語の定義

「勤務地」とは、オフィス、常駐先等の役職員等が通常勤務する場所をいう。

「滞在地」とは、役職員等の自宅、出張先の宿泊施設等の役職員が滞在している場所をいう。

(「安否状況」とは、役職員等とその関係者の安否（怪我の有無）、出社可否、滞在地の家屋の状態（倒壊の有無）、その他状況をいう。